

◎新潟県教育委員会告示第2号

平成25年4月1日付けで技能教育施設として指定した長岡凜晴学院の名称を次のとおり変更したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により告示する。

令和3年3月9日

新潟県教育委員会教育長 稲荷善之

1 指定技能教育施設の名称

（変更前）

長岡凜晴学院

（変更後）

長岡凜晴高等学院

2 変更年月日

令和3年4月1日